

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
パブリックコメント担当 御中

中間とりまとめに対する意見

氏名	
団体	一般社団法人 日本知的財産協会
住所	東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18階
電話番号	03-5205-3435
FAX番号	03-5205-3391
電子メールアドレス	akai@jipa.or.jp
<p>本とりまとめ案については、現下の産業界を取り巻く営業秘密に関する情勢に的確に対応したものであり、いずれの項目についても賛成し、深く謝意を表すものである。なお、審議会の議論内容も踏まえ、若干の感想を述べるとするならば以下のようなと思われるので参考にさせていただきたい。</p>	
御意見 【意見1】	
<p>・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>19頁、22頁</p> <p>・ 意見内容</p> <p>不正使用の推定規定が設けられるとしても、不正取得の立証は依然として困難が予想されることから、将来、さらに実効性を確保するために、今回の改正のインパクトを踏まえつつ、文書提出命令の拡充を含めた議論をすることが必要になると考える。</p>	
御意見 【意見2】	
<p>・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>21頁</p> <p>・ 意見内容</p> <p>水際規制については、いわゆる対物的な規制にした場合、輸入部品等について、不測の影響が及ぶ可能性を否定できないことから、今回の改正においては、経済産業省の意図されるような、いわゆる対人的な規制にとどめたうえで、更なる実効性の確保が必要とのコンセンサスが形成された時点で、拡充のための議論をすべきではないかと考える。</p>	

御意見 【意見3】

- ・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

23 頁

- ・ 意見内容

推定規定の前提となる重過失の認定については、参考例が掲げられているが、言うまでもなく、かかる認定については、個別の事件の具体的な事実に委ねられていると考えられるところ、特に「重過失なしと考えられるケース」の例示は、その解釈によっては、重過失ありとされると認定される事例の余地を広くする可能性があることを懸念する。